

お客様各位

2025年4月10日現在
株式会社 日本旅行
海外旅行推進部

渡航準備から帰国までのご案内

(ヨーロッパ各国及びトルコ・エジプト方面 添乗員同行専用)

この度は弊社募集型企画旅行にお申し込みいただき、誠にありがとうございます。
新型コロナウィルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなる旨公表されたことを踏まえ、2023年4月29日午前0時以降、日本帰国(入国)時の水際措置が大きく緩和されました。下記注意事項をご確認いただいたうえでお申し込みください。
※いずれも2025年4月10日現在の日本居住の日本国籍者の渡航に対する情報となります。
※訪問国及び日本における以下の各種書類・検査等を必ず確認のうえ、手続きはお客様ご自身にて行ってください。また、諸経費はお客様のご負担となります。
※出入国に伴う情報は頻繁に更新・変更されますので、必ず最新の情報をご自身でご確認ください。

◎ご旅行の準備・手続き (ご旅行に必要な条件・書類など)

日本発→ヨーロッパ各国及びトルコ・エジプト入国情時	ヨーロッパ各国及びトルコ・エジプト発→日本入国情時
○特別な制限なく入国可能 (イギリス、チェコ、ハンガリー除く) ※イギリスは電子渡航認証(ETA)を申請し旅券情報等を登録の上、事前に認証が必要になります。(詳細は下記参照) ※チェコ・ハンガリーは海外旅行保険の加入が必要になります。(詳細は下記参照)	2023年4月29日以降に日本に入国する場合には、有効なワクチン接種証明書又は出国前検査証明書の提示は不要です。 新型コロナウィルス等の感染が疑われる症状がある方については、入国情検査を実施します。検査結果が陽性の場合は、検疫所長の指示に従い、検疫所長の指定する宿泊療養施設等での療養が必要になります。

■ETIAS (エティアス) 「欧州渡航情報認証制度」について

短期の商用・観光目的や対象国での乗り継ぎなどでEU諸国へ無査証で渡航される方は事前に「欧州渡航情報認証」が必要となる予定です。

現在、2026年10月以降の導入を予定していますが、料金や取得方法などは現時点では発表されておりません。

英語サイト：https://travel-europe.europa.eu/etias_en



■イギリス電子渡航認証 (ETA: Electronic Travel Authorisation) の登録について

2025年1月8日から以日本国籍者が英国に入国する際は、電子渡航認証(ETA: Electronic Travel Authorisation)に申請し旅券情報等を登録の上、

事前に認証を受けることが義務づけられます。

お子様も登録が必要となりますので、保護者の方が代理で登録をお願いします。ETA申請料は16ポンドで審査日数は英国3営業日以内。

承認されたETAの有効期間は2年間となっています。ETAの有効期間内であれば英国入国情回数の制限はありませんが、旅券の有効期間が満了した際、又は新たに旅券を取得した場合は、改めてETAを申請し直す必要があります。

なお、ETAを取得しても、英国入国が確約されるものではなく、到着時に入国情査を受ける必要があります。

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-an-electronic-travel-authorisation-eta>



日本出発前

ヨーロッパ各国及びトルコ・エジプト入国情に際し、特別な制限や必要書類はございません。

ただし、事前の「海外旅行保険」への加入及び外務省提供の海外安全情報無料配信サービス「たびレジ」のご登録を強くお勧めいたします。

【推奨・必須】

[出発までに] 海外旅行保険の加入

ウイルス性感染症等による疾病を含む海外旅行中の医療費を全額カバーする、十分な補償が組み込まれた海外旅行保険に加入されることを強くお勧めいたします。

※ウイルス性感染症等の重症化リスクが高いとされる基礎疾患をお持ちの方は、事前に主治医にご相談されることをお勧めいたします。

【必須】 チェコ・ハンガリーへ行かれる場合は海外旅行保険の加入が必要です。

チェコ・・・治療・傷害・死亡・医療搬送各3万ユーロが必要。滞在期間をカバーする保険。

ハンガリー・・・死亡補償：3万ユーロ必要。滞在期間をカバーする保険。



【推奨】

[出発までに] たびレジの登録

外務省から最新の安全情報を日本語で受信できる海外安全情報無料配信サービス

「たびレジ」にご登録ください。 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

日本帰国情時

【推奨】

Visit Japan Webでのファストトラック(検疫手続)登録は廃止されました。

入国情手續「入国情査」「税関申告」をウェブで行うことができるサービスは継続しております。

<https://vjw-lp.digital.go.jp/>

